第733回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名(都職員及び関係行政機関職員を除く) 及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて 掲載しています。

令和4年2月14日(月)

【出席委員】

清宮 真知子 委員 了吉 委員 Щ 委員 石川 知春 伊藤 廣幸 委員 加藤 美惠子 委員 宮原 恵子 委員 土屋 みわ 委員 松田 りゅうすけ 委員 柳川 雅彦 委員 亀田 雅子 委員 委員 小澤 さおり 加藤 英典 委員 髙島 由紀子 委員

【事務局】

 若年支援担当部長
 米今
 俊信

 若年支援課長
 相原
 俊則

午後3時30分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロで、傍聴人は3名となっております。

それでは傍聴人をご案内いたします。

<傍聴人入室>

- ○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 13 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます、審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。
- 〇会長 ただいまから『第 733 回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。 お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは議事の2『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明を お願いします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。 『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いた だきたいと存じます。前回の審議会以降の令和4年1月11日から令和4年2月13 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定につきましては2誌を指定図書類とすることを決定いたしました。1月13日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行いまして、1月14日に告示をいたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に『ファミリ e ルール講座』を 1 月は合計 22 回開催しております。

また、本日の審議会に先立ちまして、2月9日に出版業界自主規制団体との打合 せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。 意見聴取の内容は『自主規制団体からの聴き取り結果』として取りまとめ、調査・ 審議事項の資料に添付しております。

2ページには過去1年間の不健全図書類の指定実績、また3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を掲載しております。

不健全図書類につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、 事業者に対し勧告を行う制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりま した事業者は今月もございません。

4ページでございますが、都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の1月の活動状況を載せてございます。1月までに委嘱しております協力員は780名です。1月の活動者数は56名、調査店舗数は332店舗でございました。

確認する図書類でございますが、不健全図書類と指定した図書類である『不健全指定図書類』、成人向けなど成人マーク付きの図書類である『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小ロシール止め誌の『類似図書類』の3種類です。

この3種類の図書類につきまして、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全指定図書類、及び類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

表示図書類について、包装されていない店舗が2店舗、区分陳列がされていない店舗が3店舗ございました。また青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が2店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。 続きまして5ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載 しております。5ページの1番目の表、書店等への立入調査及び、2番目の表、映 像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、取り扱い不適切な店舗はござ いませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、ネットカフェ におきまして、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。 問題があった店舗につきましては、その場で是正措置を含め、条例を順守するよう 指導いたしております。

続きまして6ページでございますが、雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届

出等の施行状況を掲載してございます。こちらにつきましては先月と変動はございません。また自動販売機の立入調査につきましては、1月は実施しておりません。 事務の施行経過につきましては以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本 日は不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろし くお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階 でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 それでは再開いたします。

では、これより調査・審議事項に移りたいと思います。本日の諮問事項につきま して事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。お手元 の資料のうち『調査・審議事項』と記載されております資料に沿ってご説明申し上 げます。

まず初めに1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

諮問第 1164 号でございます。

続きまして2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和3年12月24日から令和4年1月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計87誌のうちから、資料7ページ、8ページに記載しております、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は「drap COMICS DX No.179『双子×征服』」令和4年2月8日に株式会社

コアマガジンより発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則 第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻 害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、2月9日に自主規制団体から意見を聴取し、意 見の内容を3ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧ください。当日は13名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が9名です。その主な内容でございますが、「性器の描写は修整されているが甘い。作品に内容はあるが、性交の強制場面の描写が多い。全体的に卑わいな感じがある。指定該当」などでございます。「指定非該当」の方は1名で、その内容は、「全体的に性交シーンは多く感じない。性器の消しは配慮されているものの形がわかってしまう部分もあるが、そこまで多く描かれていないので全体的な卑わい感は少ない。総合的に判断し、指定非該当」でございます。

なお保留の方が3名おられました。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご質問ご ざいますか。

特によろしければ調査に入ってください。よろしくお願いします。

< 図書審査>

- ○会長 それでは図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは H 委員お願いいたします。
- ○H委員 はい。私は指定該当と思います。以上でございます。
- ○会長はい。ありがとうございました。次にC委員お願いいたします。
- C 委員 はい。この作品はこれまで見てきた作品と比較しましても、全体的に性交 シーンはかなり少なく、あっても過激なシーンはほとんどないですが、性行為を強 要されている点などがあるため、成人向け作品に該当せざるを得ないと思いますの

で、指定該当でお願いいたします。以上です。

- ○会長はい。ありがとうございました。次にA委員お願いいたします。
- A 委員 はい。強制的な性交シーンが多いということと、男性器の消しが甘い部分 が見受けられるということで、指定該当でお願いしたいと思います。以上です。
- ○会長はいい。ありがとうございました。次に亀田委員お願いいたします。
- ○亀田委員 はい。毎度申し上げていることですけれども、施行規則 15 条 1 項 1 号のイ、ロど ちらにも当たると思います。よって、条例 8 条 1 項 1 号の「青少年の健全な成長を阻害する恐 れがある」と考えますので、指定該当でお願いします。
- ○会長 はい。ありがとうございました。次にB委員お願いいたします。
- ○B委員 はい。保留でお願いいたします。青少年の健全な育成を阻害するのかという部分については、まあ、難しい線引きだと思うんですけども、思いません。表現については前回の審議会等でも発言をさせていただいておりますが、民間の自主規制団体に任すべきで、審議会という立場から表現について抑制すべきでないと思います。以上です。
- ○会長はい。ありがとうございました。次にG委員お願いいたします。
- ○G委員 はい。なんとなく優しい印象を演出しながら、強制的に性行為を繰り返してそれを正 当化している。性器の描写は修整されているけれども、全体的に卑わい感が強いと思います。 強制的、脅し、薬など、青少年の人格否定がすごく、青少年には不向きと感じます。指定該当 でお願いいたします。
- ○会長 はい。ありがとうございました。次にE委員お願いいたします。
- ○E委員 はい。修整はされているものの性器の消しが甘いこと。それから強制的な性交シーン の多さから、人格否定とも取れること。そして薬物を使用していると思われる場面があること などから、指定該当でお願いいたします。
- ○会長 ありがとうございます。次に髙島委員お願いします。
- ○髙島委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。親の借金の肩代わりに肉体を強要されるというストーリー自体に問題があると思います。そのうえで性器の消しも甘いということから、青少年の健全育成に関する阻害があるというふうに考えました。以上です。
- ○会長 はい。ありがとうございました。次に加藤英典委員お願いします。
- ○加藤(英)委員 はい。性器の修整が甘いということと、性交を強制する場面が多いというこ

とから、反社会性が強いというふうに考えますので、指定該当でお願いします。

- ○会長はいい。ありがとうございました。次に小澤委員お願いいたします。
- ○小澤委員 はい。指定該当と考えております。性的行為が露骨に描写されている場面がありますし、また性交の強制場面が多く、人格否定につながる恐れがあるため、指定該当と思います。 以上です。
- ○会長 はい。ありがとうございました。次にF委員お願いします。
- ○F委員 はい。自主規制団体との打合せ会で 13 人中 9 人が指定該当としています。親の借金のカタに身体を提供するというストーリーは、テレビドラマなんかではよくあるものです。そうした面からすると、しっかりとしたストーリーだと思うんです。ただ 3 P とか性器をくわえさせているとか、双子がセックスを強要する人格否定シーンなどこれはもう性行為そのものが通常のものとは違ったはみ出したものです。指定該当でお願います。
- ○会長 はい。ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。
- ○D委員 非常に迷う部分はあるのですが、薬物の使用などもあるということから、青少年の健 全な育成にはちょっと問題があるのかなというところで、指定該当でお願いいたします。
- ○会長 はい。ありがとうございました。それでは最後に私ですが、私も指定該当でお願いした いと思います。人格を否定する強制的な性行為描写が多く、また描写そのものも卑わい感強く 描かれている。結構具体的に描いていると思いました。したがって成人向けと思いました。指 定該当でお願いしたいと思います。

では、これで皆さまの意見を伺いましたので、1人保留の方がいらっしゃいますが、指定該当ということで答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長はい。ありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。次は優良映画の推奨について、事務局から説明を お願いいたします。

○若年支援課長 それでは優良映画の推奨についてご説明いたします。資料 11 ページをご覧ください。優良映画の推奨に関する条例等を記載してございます。条例施行規則の第 2 条第 1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

12ページをご覧ください。諮問第1163号でございます。今回は1作品の諮問となります。

映画名は「ミューン 月の守護者の伝説」制作者等は記載のとおりでございます。

令和4年3月23日から東京都写真美術館ほかにて公開予定しております。

申請内容でございますが、14ページをご覧ください。対象区分としては小学生及び中学生。 推奨にふさわしい理由は記載のとおりとなっております。また青少年の健全な育成に有益とす る該当項目としましては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第3 号「青少年の人を慈しみ、大切にする心を育てるもの」、第4号「青少年の美しいものに対する 感性を磨き、育てるもの」、及び、第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の 成長に資するものであること」という申請内容でございます。

15ページをご覧いただければと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますとおり「該当項目」は第1号、第3号、第4号、及び第6号、対象は小学生、中学生といたしました。なおこの作品につきましては日本語吹き替え版での上映も予定されております。説明は以上です。

○会長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

それでは条例施行規則に基づいて、青少年に優良な映画として推奨することに賛成なのか、 反対なのか。また対象区分についても併せてご意見をいただきたいと思います。ではH委員お 願いいたします。

- ○H委員 はい。私は推奨に賛成でございます。この映画は迫力があって、絵もきれいなアニメ映画でございました。特にひ弱な自信のない子どもが守護者に選ばれ、ろう人形の子どもたちと一緒に活躍していくということで、子どもたちにとっても分かりやすい映画ではないかと思います。推奨の基準は、事務局案のとおり、対象年齢も小学校低学年からでよろしいと思います。以上でございます。
- ○会長 はい。小学校低学年、高学年、中学生ということでしょうか。
- ○H委員 低学年からで良いと思います。
- ○会長 はい。では次にC委員お願いいたします。
- ○C委員 正直言ってちょっと迷いました。なぜかというと、ファンタジー作品ということもあるんでしょうが、日本のアニメと描き方が随分違って、これが日本の小中学生に受け入れられるのかどうかというのが、ちょっと疑問がありました。ただし決して悪い作品ではなく、推奨基準の第1号、第3号、第4号と第6号に該当するのかしないのかというといえば、全て該当

すると思いますので、あまりパンチのない日本的な作品ではないと思いましたが、判断として は推奨に賛成でお願いしたいと思います。以上です。

- ○会長 はい。対象年齢も事務局案でよろしいですね。
- C 委員 はい。
- ○会長 はい。次にA委員お願いいたします。
- ○A委員 はい。アニメ映画としてはすごいきれいな作品で、夢の世界を手書きアニメで描いて、現実世界を CG で描くというような切り分けをして面白いなと思いました。ただ、太陽と月をその世界の生き物がコントロールをしてしまうというお話が、ちょっと引っかかりました。あまりにもきれいなのでいいかなとも思ったのですが、最終的には保留ということでお願いいたします。
- ○会長 はい。それでは次に亀田委員お願いいたします。
- ○亀田委員 はい。おどろおどろしいような場面もなく、必ずしも強者ではないような人たちが、 みんなで力を合わせて勝利を勝ち取るということで、一定の啓発効果はあるのかなという感じ はいたします。ですので、推奨賛成か反対かというと、賛成でいいかなというふうに思ってお ります。ただ、映像は、かわいらしい感じですが、内容は実はちょっと難しいような感じもし まして、対象は、小学校高学年から、中学生でもいいのかなというふうに思いました。以上で す。
- ○会長 はい。ありがとうございました。次にB委員お願いいたします。
- ○B委員 はい。映画自体は仲間で力を合わせてというところで、いい映画だと思います。ただ その内容が、ほかの映画に比べて特に優れているのかという部分が1点と、審議会として特定 の表現に優劣を付けるべきでないと思っていますので、保留でお願いします。以上です。
- ○会長 はい。ありがとうございました。その次にG委員お願いします。
- ○G委員 今回は見られませんでした。
- ○会長 はい。失礼しました。では次にE委員お願いいたします。
- ○E委員 はい。推奨でお願いいたします。月と太陽、それぞれの守護者が、大切なものを守る ための責任から、勇気を出して戦って、支えあい力を合わせていく過程で、それぞれの最初の 思惑がだんだん変化していく様が描かれていてよかったと思います。対象区分それから推奨の 理由も、事務局案でいいと思います。以上です。

- ○会長はいい。ありがとうございました。次に髙島委員お願いいたします。
- ○髙島委員 はい。推奨に賛成いたします。対象区分、該当項目については事務局案でよいと思います。大変映像が美しく、夢の中と現実の描き分けがはっきりしているので、分かりやすいなというふうに思いました。また登場人物が完全な善と悪、強者と弱者に分けて描かれているのではなく、両方の要素を持つ存在として描かれていることが、作品の深さになっているというふうに感じました。様々なピンチに出会うたびに、登場人物が揺れながらも成長していく様子に、この映画を見る子どもたちも勇気づけられるのではないかと思いました。以上です。
- ○会長 それでは次に加藤委員お願いいたします。
- ○加藤(英)委員 はい。私も推奨に賛成でお願いしたいと思います。登場人物がそれぞれの役割、立場、そういったものを自覚して、責任を果たそうという姿、あるいは困難に立ち向かっていこうとする姿、そうしたものが青少年の健全な育成に資するのではないかというふうに思います。対象区分それから該当項目についても、事務局案で賛成したいと思います。以上です。
- ○会長 ありがとうございました。次に小澤委員お願いいたします。
- ○小澤委員 はい。推奨該当と考えております。また対象区分、該当項目についても事務局案に 賛成です。ストーリーを通して様々な場面で登場人物が考えて行動していく、また家族との関係、友達との関係ということがいろいろなかたちで描かれているので興味深いと思いましたので、推奨該当と思っております。以上です。
- ○会長 ありがとうございました。次にF委員お願いいたします。
- ○F委員 はい。私はこのアニメの世界がちょっとつかめませんでした。ストーリー全体が今皆様のおっしゃったような意味には取りがたいようなところがありました。それはこの宇宙、月とか太陽、地球などは、現実的なものとしてしか受け止められなくて、このファンタジーの世界に入れなかったのです。子どもたちがこの内容をつかめるかどうか、いささか判断しかねますので、保留ということでお願いしたいと思います。
- ○会長 はい。ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。
- ○D委員 ストーリーの内容としては、失敗しても仲間と力を合わせて乗り越えていくという、 その過程が分かる内容であるので、反対する理由は何一つもないというふうに思ったので、賛 成です。対象区分そして該当項目についても、異論はありません。
- ○会長 はい。ありがとうございました。最後に私ですが、日本のアニメとは違うけれど、あと

で振り返るとフランス的なのかなという感じはして、違う世界を子どもたちが知るのにも、良いことかなとも思いました。全体のストーリーは皆さんからご意見出ているように、3人が力を合わせていくということで、いい影響を与えるものと思います。大変絵もきれいでした。ということで、推奨でお願いしたいと思います。諮問の基準、それから区分も事務局案で賛成です。

では、以上で皆さんの意見を伺い、保留の方が3名いらっしゃいますが、また区分が小学校 低学年はちょっと早すぎるかなというご意見もいただいてはいますが、全体としては事務局案 でこの審議会の答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは事務局からほかの連絡事項がありましたらお願いします。

○若年支援課長 はい。資料の 16 ページをご覧いただきたいと存じます。都民の申出の 1 月処理分でございますが、メールによるものが 1 件ございました。

内容といたしましては、不健全図書の指定に関するもので、未成年にふさわしくない全年齢向けのコミックがありまして、なるべく早く有害図書への指定を真剣に検討していただきたいという内容でございました。具体的なコミックの名称をいただいておりましたので、事務局におきまして当該図書を確認いたしましたが、性的な描写はあるものの、これまでの指定図書類と比較しまして、著しく性的感情を刺激するものとはいえないため、条例施行規則第 15 条第1項の指定基準に該当するものまでとはいえず、不健全指定図書類として諮問するに至らないというような判断をしております。

今月の都民の申出につきましては以上でございます。この件につきまして何かご質問等あればお願いいたします。

- ○会長 なければ、事務局続けてください。
- ○若年支援課長 はい。次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上となります。
- ○会長 以上で本日の調査・審議事項は終了になりますが、全体を通して何かご意見ありました らお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは以上で調査・審議事項を終了します。傍聴人の方が再入室するため、図書名が分か

る資料はしまっていただきますよう、お願いいたします。

<傍聴人入室>

- ○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。
- ○若年支援課長 はい。まず、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、 1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類とし て指定することが適当であるという答申となりました。

また映画「ミューン 月の守護者の伝説」につきまして、諮問を行い推奨することが適当で あるという答申をいただきました。

なお、本日審議会に報告した都民の申出が1件ございました。

不健全図書の告示予定日は、令和4年2月18日金曜日、推奨映画の公告予定は令和4年2月22日火曜日。プレス発表は告示日前日の令和4年2月17日木曜日となります。告示日若しくは告示日前日まで不健全図書の名称の公開はお控えいただくよう、お願いいたします。

続きまして次回の審議会についてでございます。委員の皆さまには、先日メールにてお知らせいたしましたが、令和4年3月10日木曜日の15時30分からに変更させていただきます。 当初の予定から変更しておりますのでご注意いただければと思います。場所につきましては決まり次第、委員の方々にご連絡させていただきます。以上でございます。

○会長 それでは本日の審議会はこれで終了させていただきます。委員の皆さま、ありがとうご ざいました。

午後4時26分閉会